

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会 議 案

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL

令和 8 年度小樽市一般会計補正予算

令和 8 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,784,988 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 70,516,656 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(市債の補正)

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表 市債補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
12 地方特例交付金		115,153	3,972	119,125
	1 地方特例交付金	115,153	3,972	119,125
13 地方交付税		16,215,000	△ 97,160	16,117,840
	1 地方交付税	16,215,000	△ 97,160	16,117,840
17 国庫支出金		14,231,531	△ 130,035	14,101,496
	2 国庫補助金	3,189,869	△ 130,035	3,059,834
18 道支出金		4,711,155	2,982	4,714,137
	1 道負担金	3,540,121	1,436	3,541,557
	2 道補助金	983,231	1,546	984,777
20 寄 附 金		1,260,106	6,150	1,266,256
	1 寄 附 金	1,260,106	6,150	1,266,256
21 繰 入 金		3,199,537	329,531	3,529,068
	2 基金繰入金	3,164,810	329,531	3,494,341
22 繰 越 金		1	1,302,454	1,302,455
	1 繰 越 金	1	1,302,454	1,302,455
23 諸 収 入		1,632,586	74,994	1,707,580
	4 雑 入	803,179	74,994	878,173
24 市 債		6,237,000	292,100	6,529,100
	1 市 債	6,237,000	292,100	6,529,100
歳 入 合 計		68,731,668	1,784,988	70,516,656

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 5,340,821	千円 670,774	千円 6,011,595
	1 総 務 管 理 費	4,956,798	670,774	5,627,572
3 民 生 費		28,493,434	18,053	28,511,487
	1 社 会 福 祉 費	14,952,363	3,283	14,955,646
	2 児 童 福 祉 費	6,100,095	6,795	6,106,890
	5 民 生 施 設 費	446,954	7,975	454,929
4 衛 生 費		7,204,174	21,000	7,225,174
	3 清 掃 費	3,779,072	21,000	3,800,072
7 商 工 費		1,402,073	200	1,402,273
	1 商 工 費	1,402,073	200	1,402,273
9 消 防 費		338,776	111,277	450,053
	1 消 防 費	338,776	111,277	450,053
10 教 育 費		2,946,987	5,650	2,952,637
	1 教 育 総 務 費	137,477	5,650	143,127
12 諸 支 出 金		72,628	958,034	1,030,662
	2 財 政 調 整 基 金 費	20,297	651,228	671,525
	3 減 債 基 金 費	1,985	306,806	308,791
歳 出 合 計		68,731,668	1,784,988	70,516,656

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
消 防 費	消 防 費	機動力増強・近代化事業費	千円 81,277

第3表 市債補正

(変更)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
	千円	千円
庁舎等施設整備事業費	36,400	88,900
新幹線整備事業費	164,800	173,800
運河周辺地区環境整備事業費	15,000	7,500
道路新設改良事業費	672,510	756,726
都市計画事業費	364,100	490,100
港湾事業費	558,090	556,074
消防施設整備事業費	43,200	54,300
総合体育館施設整備事業費	56,200	75,000

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 号

令和 8 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 8 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59,966 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,256,114 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 財 産 収 入		千円 1,831	千円 221	千円 2,052
	1 財 産 運 用 収 入	1,831	221	2,052
6 繰 越 金 〔従来の6款を7款 に改める。〕		—	59,745	59,745
	1 繰 越 金	—	59,745	59,745
歳 入 合 計		12,196,148	59,966	12,256,114

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基 金 積 立 金		千円 1,831	千円 51,496	千円 53,327
	1 基 金 積 立 金	1,831	51,496	53,327
5 諸 支 出 金		7,500	8,470	15,970
	2 返 還 金	—	8,470	8,470
歳 出 合 計		12,196,148	59,966	12,256,114

令和 8 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 8 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 124,425 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,819,263 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
3 支払基金交付金		4,122,443	△ 70,530	4,051,913
	1 支払基金交付金	4,122,443	△ 70,530	4,051,913
7 繰 越 金		—	194,955	194,955
〔従来の7款を8款 に改める。〕	1 繰 越 金	—	194,955	194,955
歳 入 合 計		15,694,838	124,425	15,819,263

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4 基金積立金		9,105	34	9,139
	1 基金積立金	9,105	34	9,139
5 諸支出金		39,827	124,391	164,218
	1 償還金及 還付加算金	5,100	124,391	129,491
歳 出 合 計		15,694,838	124,425	15,819,263

令和 8 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 8 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 90,139 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,056,743 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 越 金		千円 —	千円 90,139	千円 90,139
〔従来の3款を4款 に改める。〕	1 繰 越 金	—	90,139	90,139
歳 入 合 計		2,966,604	90,139	3,056,743

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 2,898,640	千円 90,139	千円 2,988,779
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,898,640	90,139	2,988,779
歳 出 合 計		2,966,604	90,139	3,056,743

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 5 号

令和 7 年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 7 年度小樽市一般会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 6 号

令和 7 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 7 年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算が別冊
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 7 号

令和 7 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 7 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 8 号

令和 7 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 7 年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算が
別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監
査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 9 号

令和 7 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
会計管理者から令和 7 年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算が別冊
のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委
員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 0 号

令和 7 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

会計管理者から令和 7 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算が別冊のとおり提出されたので、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 1 号

令和 7 年度小樽市病院事業決算認定について

病院事業管理者から令和 7 年度小樽市病院事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 2 号

令和 7 年度小樽市水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和 7 年度小樽市水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 3 号

令和 7 年度小樽市下水道事業決算認定について

公営企業管理者から令和 7 年度小樽市下水道事業決算が別冊のとおり提出されたので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 4 号

令和 7 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について

令和 7 年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算を別冊のとおり作成したので、
地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議
会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 5 号

令和 7 年度小樽市簡易水道事業決算認定について

令和 7 年度小樽市簡易水道事業決算を別冊のとおり作成したので、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、監査委員の審査意見を付して議会の認定に付する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 6 号

小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

小樽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和
7 年小樽市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改
正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 9 6 号）」を「学校設置者等及び民間教育
保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行
規則（令和 7 年内閣府令第 1 0 4 号）」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準府令の一部改正に伴い、改正後の基準府令
のとおり適用するためであります。

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 7 号

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例
案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の一部を改正する条例
小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例（平成 2 0 年小樽市条例第
4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条中「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改
める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第
2 3 号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、景観法の一部改正に伴い、所要の改正を行うた
めであります。

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 1 8 号

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例
小樽市営住宅条例（平成 9 年小樽市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 公営住宅の部オタモイ C 住宅の項の次に次のように加える。

塩谷住宅	小樽市塩谷 2 丁目	令和 8 年度	3 9 戸
------	------------	---------	-------

別表第 1 公営住宅の部戸数合計の部分中「2, 8 7 6 戸」を「2, 9 1 5 戸」に改め、同表戸数総計の部分中「3, 0 6 6 戸」を「3, 1 0 5 戸」に改める。

別表第 4 集会所の部に次のように加える。

塩谷住宅集会所	小樽市塩谷 2 丁目	
---------	------------	--

別表第 4 駐車場の部オタモイ住宅駐車場の項の次に次のように加える。

塩谷住宅駐車場	小樽市塩谷 2 丁目	駐車区画数 2 0
---------	------------	-----------

別表第 5 に次の 1 号を加える。

(12) 塩谷住宅集会所

利用区分 利用時間	夏 期	冬 期
	集 会 室	集 会 室
9 時から 1 3 時まで	1, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円
1 3 時から 1 7 時まで	1, 5 0 0 円	2, 0 0 0 円
1 7 時から 2 1 時まで	2, 0 0 0 円	2, 5 0 0 円

9時から21時まで	2,500円	3,000円
-----------	--------	--------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、塩谷住宅1号棟の供用を開始するためであります。

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 19 号

小樽市学校給食費の管理に関する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 4 条の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第 11 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。

(学校給食の対象者)

第 3 条 市が実施する学校給食の対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 小樽市立学校設置条例（昭和 39 年小樽市条例第 31 号）第 1 条の規定により市が設置する学校に在学している児童又は生徒
- (2) 前号に掲げる者のほか、学校給食を実施する必要がある者として教育委員会が定める者

(学校給食費の徴収等)

第 4 条 市長は、次に掲げる者から学校給食費を徴収する。

(1) 学校給食を受ける前条第1号の児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）

(2) 学校給食を受ける前条第2号の教育委員会が定める者

2 前項の規定により徴収する学校給食費の額は、教育委員会が定める額とする。

（学校給食費の減免）

第5条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、学校給食費を公会計化するに当たり、学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 0 号

工事請負変更契約について

公営住宅建替工事（塩谷 B 住宅）の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

1 工 事 名 称 公営住宅建替工事（塩谷 B 住宅）

2 契 約 金 額

変 更 前 9 億 6 , 2 6 1 万円

変 更 後 1 0 億 8 2 4 万 9 , 0 0 0 円

3 契約の相手方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号

阿部・近藤共同企業体

代表者

阿部建設株式会社

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 2 1 号

工事請負変更契約について

公営住宅建替機械設備工事（塩谷 B 住宅）の請負変更契約を下記のとおり締結する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

1 工 事 名 称 公営住宅建替機械設備工事（塩谷 B 住宅）

2 契 約 金 額

変 更 前 1 億 8, 0 7 8 万 5, 0 0 0 円

変 更 後 1 億 8, 6 3 8 万 4, 0 0 0 円

3 契約の相手方 小樽市入船 5 丁目 2 4 番 7 号

山吹・コマツダ共同企業体

代表者

山吹商工株式会社

議案第22号

賠償額 173万8,000円

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

議案第 23 号

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市議会議員 松 井 真美子

同 酒 井 隆 裕

同 高 野 さくら

同 小 貫 元

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から44年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国及び日本政府が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の入港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

報告第 1 号

専決処分報告

小樽市こども医療費助成条例の一部を改正する条例（令和 8 年小樽市条例第 23 号）を、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 22 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市こども医療費助成条例の一部を改正する条例

小樽市こども医療費助成条例（平成２８年小樽市条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第６号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年８月１日から施行する。ただし、附則第３項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の小樽市こども医療費助成条例（以下「新条例」という。）第３条第２項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例第３条第２項の規定により新たに同条第１項に規定する対象者となる者に係る医療費の助成のために必要な新条例第５条第１項の規定による申請その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和 8 年
小樽市議会

第 3 回 定 例 会

報告第 2 号

専決処分報告

小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例（令和 8 年小樽市条例第 2 4 号）を、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 8 月 2 0 日別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 9 月 8 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

小樽市重度心身障害者医療費助成条例（平成２８年小樽市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中第５号及び第６号を削り、第７号を第５号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の小樽市重度心身障害者医療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定及び次項の規定は、令和８年８月１日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、令和８年８月１日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。